

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年2月2日)

開催日及び場所		令和4年12月6日(火) 北陸農政局第3会議室		
委員		中田 博繁 (弁護士) 木戸 正裕 (公認会計士) 久保 豊 (ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和4年7月1日～令和4年9月30日		
審議対象案件		101件 うち、1者応札(応募)案件 18件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 5.0%) (抽出率 16.7%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
	随意契約		抽出なし	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	抽出なし
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品役務等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし
		随意契約(その他)		抽出なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（簡易型総合評価） 射水平野国営施設機能保全事業 排水機場ポンプ設備改修他工事</p>	
	<p>◆ディーゼルエンジンの過給機の交換は、初めてなのか。</p> <p>◆過給機だけではなく、ディーゼル機関に不具合があれば部品毎にその都度入札しているのか。</p> <p>◆排水機場3ヶ所（東部、西部、中央）に各7基のポンプがあるが、どのくらいの頻度で過給機等の交換又は補修を行っているのか。</p> <p>◆耐用年数が10年から15年であるとすれば、20基あれば、毎年、部品交換が発生するように思われるが。</p> <p>◆1者となった要因に関するヒアリング結果の中で、「当社で既存施設を設置していないため。」との回答があるが、既存施設を設置していれば、今回の入札に有利又は参加し易かったという意味なのか。</p> <p>◆今回の受注業者は、当時の設置に関わっていたのか。</p> <p>◆入札に何者の業者が参加しているかは業者間では分からないのか。</p> <p>◆入札予定価格はどのように決めるの</p>	<p>◆排水機場に係る国営事業は3回目であるが、その際に過給機を交換しているかは後日確認して回答する。(12/15各委員へ過給機の整備年度に係る説明資料を送付し、了解を得た。)</p> <p>◆老朽化している箇所が複数あればまとめて発注するが、今回は過給機のみが補修を要する部品であった。</p> <p>◆機械設備の一般的な耐用年数は10年から15年である。機能診断により老朽化の程度を判断し、交換を行っている。</p> <p>◆国営事業として設備改修を行う他、施設管理者（県又は土地改良区）が維持管理の範疇で部分的な交換を含め毎年メンテナンスを実施している。</p> <p>◆当時の工事図面、技術者が残っていれば、ある程度参加し易かったのではないかと思われる。</p> <p>◆関わっていない。</p> <p>◆業者間では全く分からない。発注者側も入札契約担当者のみ知りうる情報である。</p> <p>◆工事の場合、見積り又は歩掛の徴取等に</p>

	<p>か。</p> <p>◆見積りはどこから徴取しているのか。</p> <p>◆1者応札となった要因について、調査結果の中で「当社で既存施設を設置していない」「社の専門分野・得意分野と異なる工事であった」は、入札説明書の交付時点で分かっていたこと。今後別のポンプの老朽化等により、同様の発注が見込まれることから、1者応札の解消に向け、更なる調査又は工夫が必要であると考え。</p>	<p>より工事価格を決定し、農政局長の決裁を経て予定価格としている。</p> <p>◆一般的にはメーカーであり、規模(金額)が大きくなれば、公的な調査機関である物価調査会、経済調査会へ問い合わせる場合もある。</p> <p>◆今回の工事は特異性のある更新工事であり、極力多くの参加者を募りたいとの考えから、企業実績重視型の契約方式を採用し、簡易な契約手続を踏んだが、結果は1者のみの応札であった。今後、多くの者が入札に参加できるよう引き続き検討したい。</p>
--	--	--

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争（標準型総合評価） 加治川用水農業水利事業 加治川右岸幹線用水路改修（その6）工事</p>	
	<p>◆評価点が一番高い業者が辞退しているが、理由は何か。</p> <p>◆評価点数の総括表において、技術提案項目が0点になっている業者があるが、提案がなかったのか。</p> <p>◆業者は未記載で0点となっていることを知り得るのか。</p> <p>◆技術提案の評価点が0点であるにもかかわらず、競争参加資格要件の確認項目のうち、技術提案を「○」としているのは、形式的な要件を満たしているからなのか。</p> <p>◆低入札価格によるヒアリングは、どの時点で、どのように行われるのか。</p> <p>◆業者がヒアリングを辞退した理由は何か。</p> <p>◆入札金額が最も低い業者よりも、技術提案の評価点が高い業者が落札者となっているが、技術提案の評価内容等に関する資料が添付してあればより分かり易い。</p> <p>◆入札書記載価格について、業者毎に施工体制評価点が4つ（A, B, C, Z）に区分されているが、Z（辞退、無効</p>	<p>◆配置予定技術者を複数の案件に重複して申請しており、他の工事で落札決定したことから、辞退届の提出があったもの。</p> <p>◆技術提案書の記載事項として、コスト増減費を記入いただくべきところが未記載であったため、入札説明書に基づき、評価点は0点とした。</p> <p>◆業者は競争参加資格確認通知で評価点を知ることができる。入札説明書に未記載の場合は、0点とする旨記載されている。</p> <p>◆技術提案書の提出はあったが、所定の様式に必要な事項の記載がなかったということである。</p> <p>◆開札後、1週間以内に追加資料の提出を求め、必要に応じてヒアリングを行う。</p> <p>◆現場における施工後の確認事項等への対応等を考慮し辞退したものと思われる。</p> <p>◆後日、説明資料としてお渡しする。 (12/15 各委員へ技術提案評価委員会の資料を送付し、了解を得た。)</p> <p>◆A区分については、予定価格と調査基準価格の間であるため、ヒアリングは行わない。Bについては、調査基準価格以下、施</p>

	<p>等) 以外の A, B, C に対するヒアリング、手続等の違いを教えてください。</p> <p>◆ B 区分となっても、施工体制評価点が付与され、最終の評価を受けることが手続上ではあるということなのか。</p> <p>◆ 業者は、追加資料を求められた段階で、落札の可能性は低いと判断し、辞退するのか。</p> <p>◆ 評価点はどのように決めているのか。</p> <p>◆ 評価する 3 名は変わるのか。</p>	<p>工体制重点調査価格までであることから、施工体制の確認、配置予定技術者の配置指示等、施工管理体制が厳格に管理されることとなる。C については、施工体制重点調査価格以下であることから、B よりもさらに厳しい管理体制が求められ、提出資料も多くなる。</p> <p>◆ そのとおり。但し、低入札価格のヒアリングを実施した場合、施工体制評価点は最高点 30 点に対し、10 点の付与となる。</p> <p>◆ 施工体制評価点（加算点）が低くなることから、落札は困難であると判断する者が多いのではないかと推測する。</p> <p>◆ 3 名で仮評価を行い、技術提案評価委員会の合議により評価点を決定している。なお、決定した評価結果については、競争参加技術審査会に提出している。</p> <p>◆ 各工事の専門性に合わせて仮評価者を変えている。</p>
--	---	--

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 一般競争（総合評価） 信濃川左岸流域農業水利事業 農地集積促進その3業務</p>	
	<p>◆その1、2業務も1者応札だったのか。</p> <p>◆同一業者が受注を重ねることにより、応札が困難となっていないか。</p> <p>◆今後も発注が予定される業務と思われるが、1者応札の解消に向けた方策をどのように考えているのか。</p>	<p>◆その1業務は平成30年度で2者、その2業務は令和2年度で3者応札であった。</p> <p>◆業務内容は解析を行うものではなく、単純な集計業務であることから、人員を確保できれば受注可能であり、過去の受注実績が有利に働くことはないと考えます。</p> <p>◆農地集積率の更新作業のため、市町村からのデータ収集等に準備を要する事情があるものの、新規参入者の拡大に向け、発注時期の見直しや仕様書及び貸与資料における業務内容の明瞭化、十分な作業期間が確保できる業務期間の設定等を検討していく。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	4 その他の指名競争 新川流域二期農業水利事業 鎧漕第1排水機場等建築監理業務	
	<p>◆指名競争契約審査調書について、業者毎に付されている点数は評価点なのか。</p> <p>◆当該点数は誰が決めているのか。</p> <p>◆簡易公募型競争入札方式の不調により、指名競争入札方式に変更となることがあるのか。</p> <p>◆今回は緊急性があったという理由からレアケースとなるのか。</p> <p>◆当初の簡易公募型競争入札方式について、入札公告では電子入札による入札期間の後に紙入札による入札日時が記載されているが、参加表明した者は全て電子入札だったのか。</p> <p>◆指名通知書には、入札を希望しない場合、辞退できる旨記載されている。仮に1者のみ入札参加となった場合、その者が落札することになるのか。</p> <p>◆指名競争入札で1者のみ入札参加となった場合でも、別途随意契約の手</p>	<p>◆評価点ではなく、測量・建設コンサルタント等契約に係る競争契約参加資格のランク（等級）分けの際に使用した総合数値である。</p> <p>◆当局で2年に1回開催される審査会において、業者から提出された申請書類に基づき決定している。</p> <p>◆一定の公告期間が確保できれば、同じ競争入札方式（簡易公募型競争入札方式（指名競争））を採用することとなるが、今回の案件については、この期間が確保できなかったことから、通常の指名競争入札方式に変更した。</p> <p>◆監理対象工事が既に発注されており、早急に監理業務の発注を行う必要に迫られ、やむを得ず指名競争入札方式に変更した。</p> <p>◆電子入札が基本であるが、事情があれば紙入札も可能である旨案内している。前回は入札に参加表明した者が1者であったことから、入札には至っていない。</p> <p>◆指名競争入札は、入札者が限定されていることから、1者のみ入札参加となった場合の入札は、競争性確保の観点から妥当ではないとされており、この入札は不調とすることになる。</p> <p>◆事案の内容に応じ、法令の規定に基づき、随意契約の検討をすることもあり得</p>

	続に入ることがあるということか。	る。
--	------------------	----

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	5 簡易公募型プロポーザル 加治川用水農業水利事業 松岡ため池試験湛水他業務	
	<p>◆今回の業務に先行して発注した「松岡ため池試験湛水監視業務」は、関連性が強いと思われる。今回の業務が1者応札で随意契約になったことを鑑みると、まとめて発注する選択肢はなかったのか。</p> <p>◆1者応札となった理由をどのように考えているのか。</p> <p>◆2点目の理由に従えば、まとめて発注することもあり得たのではないかと考える。 また、監視業務について、当初契約は11,440千円であるが、変更契約により2倍以上の30,415千円となっている。さらに、今回の解析業務も同一の業者が受注していることを鑑みると、改善の余地があるのではないかと考える。</p> <p>◆監視業務の業務期間について、完了時期がR4.6.24からR4.9.30に変更となっており、人件費の増により契約金額が増えたものと推測するが、完了期間が延長となった理由は何か。</p>	<p>◆委員がご指摘された視点もあると思われるが、一方、発注機会の確保の観点から、データ計測等の単純作業については、地元企業の受注が可能であると判断し、切り分けて発注を行ったものである。</p> <p>◆理由としては2点考えられる。ヒアリング等の調査による回答のうち、「専門分野・得意分野と異なる分野であった」については、新規のダム等の計測実績自体が少ないからではないかと考える。もう一点は、計測データを踏まえた解析業務であることから、年度途中の作業になり、配置予定技術者の確保が困難であったのではないかと推測する。</p> <p>◆今後の発注に向けて検討する。</p> <p>◆試験湛水業務のため、貯水池を満水にする必要がある。当初、夏場の梅雨時期に満水となる想定であったが、想定よりも貯水に時間を要したため、期間延長を行ったものである。</p>

	<p>◆物品役務等契約にも、松岡ため池技術検討委託（その４）業務があるが、これはどのような内容なのか。</p> <p>◆技術検討委員会は、ため池を造る際に設置するものなのか。</p> <p>◆当該地区にはダムもあるのか。</p> <p>◆松岡ため池技術検討委託業務は、委員会開催を目的とした業務なのか。</p>	<p>◆ため池技術検討委員会を開催するための委託業務であり、有識者の連絡調整、旅費・謝金の支払、会場の借り上げ等を委託している。</p> <p>◆一般的にはダム工事の際に開催されるが、今回のように規模が大きいため池については、ダムに準じて開催している。</p> <p>◆加治川用水地区にはダムもあるが、今回の事業では補修のみであったため、技術検討委員会は開催していない。他の地区では開催実績がある。</p> <p>◆ため池の安全性について、有識者から技術的所見を頂くための業務である。</p>
--	---	--

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	その他全般	
	なし	
委員講評		
<p>◆本日の委員会において、局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要なことはなかった。今年度、最後の委員会になるが、職員等の皆様が、公平な競争の下で公共工事等が実施されるようご苦勞されていることが伝わってきた。ただし、検討の余地がある案件もあり、今後も引き続き適正な入札が執行されるようお願いしたい。</p>		